

## インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

平成 13 年 8 月 28 日  
 公益法人等の指導監督等に関する  
 関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

## 記

## 1 すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成 13 年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）7(1)の から までに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。
- (2) 各府省は、平成 13 年 10 月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。

名称

所管する部局（担当局担当課等）の名称

公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号

設立年月日

代表者の職名及び氏名

主な目的及び事業

また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

## 2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成 13 年 10 月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

最新の業務及び財務等に関する資料

事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名

補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

## 3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1 及び 2 によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

## 4 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。